

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20190828 四 国 第 12 号
令 和 元 年 8 月 3 0 日

四国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス小売事業の変更登録について (回答)

令和元年8月28日付け 20190828 四国第5号により、貴職から当委員会に意見を求められた別添のガス小売事業者に係るガス小売事業の登録変更について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行ったところ、変更登録をすることに異存ありません。

ただし、貴職におかれましては、別添のガス小売事業者の変更登録に当たっては、下記条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただきますようお願いいたします。

記

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第12条第2項に基づき提出された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(電力・ガス取引監視室主管)

(別 添)

(ガス小売事業者)

・ 四国ガス燃料株式会社
(登録番号： J 0 0 0 7)

法人番号 2500001011654